

寄附行為標準例 新旧対照表

※ 本文中のQ AはR5. 8. 1時点の文部科学省の資料より抜粋 ※ ○を●に置き換え

新	旧	説明等（「, 」→「、」以外）
学校法人●●学園寄附行為	学校法人○○学園寄附行為	
第1章 総則	第1章 総則	
(名称) 第1条 この法人は、 <u>学校法人●●学園</u> と称する。	(名称) 第1条 この法人は、 <u>学校法人○○学園</u> と称する。	
(事務所) 第2条 この法人は、 <u>事務所を宮城県●●市●丁目●●番地</u> に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、 <u>事務所を宮城県○○市○丁目○○番地</u> に置く。	
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	
(目的) 第3条 この法人は、 <u>教育基本法及び学校教育法に従い、</u> 学校教育を行い、 <u>●●</u> な人材を育成することを目的とする。 (注) <u>幼稚園型認定こども園を設置する法人の場合又は学校(第4条第1号から第8号まで及び幼稚園型認定こども園)の他に幼保連携型認定こども園を設置する法人の場合</u> この法人は、 <u>教育基本法、</u> 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、 <u>保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、</u> 学校教育及び保育を行い、 <u>●●</u> な人材を育成することを目的とする。 (注) <u>幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合</u> この法人は、 <u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、</u> 保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、 <u>学校教育及び保育を行い、</u> ●●な人材を育成することを目的とする。	(目的) 第3条 この法人は、 <u>教育基本法及び学校教育法に従い、</u> 学校教育を行い、 <u>○○</u> な人材を育成することを目的とする。 (注) <u>幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設置する法人の場合</u> この法人は、 <u>教育基本法、</u> 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、 <u>保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、</u> 学校教育及び保育を行い、 <u>○○</u> な人材を育成することを目的とする。 (注) <u>幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合</u> この法人は、 <u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、</u> 保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、 <u>学校教育及び保育を行い、</u> ○○な人材を育成することを目的とする。	

<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、<u>前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</u></p> <p>(1) ●●高等学校 全日制課程 ●●科</p> <p>(2) 定時制課程 ●●科</p> <p>(3) 通信制課程 (広域) ●●科</p> <p>(4) ●●中学校</p> <p>(5) ●●小学校</p> <p>(6) ●●幼稚園</p> <p>(7) ●●専修学校 ●●高等課程 ●●<u>専門課程</u></p> <p>(8) ●●各種学校</p> <p><u>(9) ●●認定こども園</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、<u>前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</u></p> <p>(1) ○○高等学校 全日制課程 ○○科</p> <p>(2) 定時制課程 ○○科</p> <p>(3) 通信制課程 (広域) ○○科</p> <p>(4) ○○中学校</p> <p>(5) ○○小学校</p> <p>(6) ○○幼稚園</p> <p>(7) ○○専修学校 ○○高等課程</p> <p>(8) ○○各種学校</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注) 各法人の設置する学校を記載すること。</p>	<p>「認定こども園」を追加 各法人の設置する学校を記載すること。</p>
<p>(収益事業)</p> <p>第5条 この法人は、<u>その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</u></p> <p>(1) ●●●●業</p> <p>(2) ●●●●業</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(収益事業)</p> <p>第□条 この法人は、<u>その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</u></p> <p>(1) ○○○○業</p> <p>(2) ○○○○業</p> <p><u>2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得なければならない。</u></p> <p><u>(注) 収益事業を行わない場合は、この条項は不要</u></p>	<p>収益事業を行わない場合は、この条項は不要</p> <p>第20条第3項第7号に規定があるため、削る</p>
<p>第3章 <u>機関の設置</u></p>	<p>第3章 <u>役員及び理事会</u></p>	
<p>(役員及び評議員の設置)</p> <p>第6条 この法人に、<u>次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 理事●●名</p> <p>(2) 監事 ●名</p> <p>2 <u>この法人に、評議員●●名を置く。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 この法人に、<u>次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 理事6人</p> <p>(2) 監事2人</p> <p>2 <u>理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>理事(理事長を除く。)のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p><u>(注) 常務理事を置かない場合、この条項は不要</u></p>	<p>各機関の定数は「○名以上○名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、以下のような規定を設けること。</p> <p>「3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。」</p>

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(例2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事●名、評議員●名、学外有識者●名とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員の任期は、●年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(新設)

【国のQAから抜粋】法第29条、30条

Q1：理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。理事選任機関は理事会や評議員会でもよいのか。また、理事を学内選挙により選任することは可能か。

A1：理事選任機関は、評議員会とすることをはじめ、各学校法人で様々になると想定していますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。理事会を理事選任機関とすることも可能ですが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。学内選挙により理事を選任することも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることなどから、選挙結果を踏まえて評議員会が選任するといった方法や、何かしらの形で選任に責任を持つ機関（例えば理事選挙委員会など）を位置付けることが望まれます。

Q3：理事選任機関を「評議員会」とする場合、理事選任機関である「評議員会」の運営方法は、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によるのか。それとも独自にルールを定めることが可能か。

A3：評議員会を理事選任機関とする場合、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によります。評議員会のルールに従うため、原則として理事会が議題・議案を決定すること、原則として1週間前までに招集通知を発出する必要があること、決議要件を加重することはできないことなどに留意する必要があります。

Q4：充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。

A4：今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられていること。

ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意すること。

理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。（8項）

(例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 外部理事選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会 全ての理事

(2) 評議員会 全ての評議員

(3) 外部理事選任委員会 学外有識者●名

3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、●年とする。

5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。

6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

【国のQAから抜粋】法第29条、30条

Q8：理事選任機関に、設立母体の宗教法人などを位置付けてもよいのか。

A8：理事選任機関は学校法人内に置かれる機関であり、その構成、運営等については寄附行為に定める必要があります。そのため、仮に理事の選任に設立母体の宗教法人を関与させたい場合には、単純に当該宗教法人を理事選任機関とする旨の規定だけでは不十分であり、当該宗教法人のうち、誰（役職など）が理事選任機関の構成員となり、どのように招集・決議が行われるかなどを寄附行為で定めることが必要になるものと考えます。

Q10：理事の選任にあたり、評議員会の意見を聴く、とあるが、評議員会の開催を想定しているのか。文書等で評議員員に対し個別に意見を聴くということでは要件を満たさないのか。

Q10：評議員会の意見を聴くためには評議員会の開催が必要になります。

Q11：評議員会の意見は必ずしも反映させる必要はないということでしょうか。

A11：評議員会の意見については、厳密な意味では法的拘束力があるものではありません。しかしながら、建設的な協働と相互けん制を確立することで実効性のあるガバナンス構造を構築するとの今回の制度改正の趣旨に鑑み、評議員会の意見を尊重することが望ましいと考えています。

理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。（8項）

<p>第4章 理事会及び理事</p>	<p>(新設)</p>	
<p>第1節 理事の選任及び解任等</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(例1：評議員会を理事選任機関とする場合) (理事の選任) 第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 校長(幼稚園長)のうちから評議員会において選任した者 ●名 (削る) (2) 評議員会において選任した者 ●名 (削る) 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。 3 理事選任機関は、理事の総数が●名を下回ることにするとき備えて、補欠の理事を選任することができる。 (例2：独立した理事選任機関を置く場合) (理事の選任) 第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 校長(幼稚園長)のうちから理事選考委員会において選任した者 ●名 (2) 理事選考委員会において選任した者 ●名 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。 3 理事選任機関は、理事の総数が●名を下回ることにするとき備えて、補欠の理事を選任することができる。 (例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合) (理事の選任) 第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 校長のうちから理事会において選任した者 ●名 (2) 評議員会において選任した者 ●名 (3) 外部理事選考委員会において選任した者 ●名</p>	<p>(理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) ○○学校長 (2) ○○幼稚園長 (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人 2 前項第1号から第3号の理事は、学校長、幼稚園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 【国のQAから抜粋】法第31条 Q2：改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するため、理事と評議員の兼職を解消する場合、解消後、当該者は理事になるのか、評議員になるのか。 A2：理事と評議員の兼職者について具体的にどのように処理するかについては、学校法人の判断に任せられ、理事とすることも評議員とすることも可能です。寄附行為変更の際の経過措置として定めておくことが考えられます。 Q3：校長理事が校長や理事を退任した場合、同時に理事や校長も退任する必要があるのか。 A3：校長の地位と理事の地位は別のものであるとして考えることとしており、必ずしも同時に退任する必要はありません。ただし、1つの学校のみを設置する学校法人の場合などには、校長である理事が不在となり法律に違反することになるため、以下のような対応が必要になります。 ・校長を退任した場合には、新たな校長を理事に選任する(なお、必ずしも理事も退任しななければならないわけではありません) ・理事を退任した場合には、校長としても退任し、新たな校長を選任の上、当該校長を理事に選任する。なお、複数の校長が理事となっている場合は、校長である理事が1人いれば法律上は問題ありませんが、寄附行為に違反することとなる場合には、寄附行為違反状態を解消するための対応が必要になります。</p>	

<p><u>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</u></p> <p><u>3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</u></p>		
<p>【国のQAから抜粋】法第31条</p> <p>Q4：1つの学校のみを設置している学校法人の場合、新しく校長になる者が理事選任機関に理事としての選任を否決されてしまった場合はどうすればよいのか。</p> <p>A4：その場合には、さらに新たな校長を選任し、当該校長を理事選任機関に理事として選任してもらう必要があります。</p> <p>Q5：校長が1名である学校法人において、当該校長の任期が令和7年3月31日までである場合、令和7年4月1日から校長となる者を理事に選任するため、令和6年度中の理事会において、事前に理事に選任しておくことは可能か。可能でない場合、どのような方法が考えられるか。</p> <p>A5：新制度下である令和7年4月1日から理事に就任する者について、旧制度下において選任行為を行うことは適切ではなく、出来る限り避けるべきであると考えています。考えられる対応方法としては例えば以下の2つの方法が考えられます。</p> <p>① 令和6年度中に理事会を開催し、令和7年4月1日に評議員会を開催することを決定する。その後、令和7年4月1日に評議員会を開催し、当該校長の理事選任についての意見聴取を行い、同日に理事選任機関において当該校長を理事として選任する。</p> <p>② 令和7年3月31日付で現校長に校長及び理事を辞任していただき、令和7年3月31日付で新校長及び理事を選任する（ただし、この場合、理事としての任期は最長でも令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる）。</p>		
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(監事の選任)</u></p> <p><u>第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</u></p> <p><u>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p>	<p>監事は新しい第5章で定められているため</p>
<p><u>(理事の資格及び構成)</u></p> <p><u>第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</u></p>	<p><u>(親族関係者の制限)</u></p> <p><u>第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。</u></p> <p><u>2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（学校長、幼稚園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が</u></p>	<p>親族関係者を含めた理事の資格及び構成について、改正私立学校法第31条に規定されているため</p>

<p>(理事の資格及び構成)</p> <p>第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</p> <p>三 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者</p> <p>四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>五 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの</p> <p>2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。</p> <p>3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。</p> <p>4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。</p> <p>一 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）</p> <p>二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者</p> <p>5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。</p> <p>6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。</p> <p>7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p><u>含まれることにはならない。</u></p> <p><u>3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。</u></p>	
<p>(理事の任期)</p> <p>第10条 <u>理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として</u></p>	<p>(役員)の任期)</p> <p>第9条 <u>役員（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員</u>の任期は、<u>前任者の残任期間とするこ</u></p>	<p>理事の任期を短縮することは可能。ただし、評議員の任期を超えることはできない。</p>

<p><u>選任された理事</u>の任期は、<u>前任者の残任期間とすることができる。</u></p> <p>2 <u>理事</u>は、<u>再任されることができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>とができる。</p> <p>2 <u>役員</u>は、<u>再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>役員</u>は、<u>任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあっては、その職務を含む。）を行う。</u></p> <p><u>(注) 常務理事を置いていない場合、〔 〕内は不要</u></p>	<p>第3項は第12条に同様の記載があるため</p>
<p><u>(理事の解任及び退任)</u></p> <p>第11条 <u>理事</u>が次の各号の<u>いずれかに該当する</u>ときは、<u>当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。</u></p> <p>(1) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき</u></p> <p>2 <u>理事</u>が前項各号の<u>いずれかに該当する</u>ときは、<u>評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>理事</u>は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(役員</u>の解任及び退任)</p> <p>第11条 <u>役員</u>が次の各号の<u>一に該当するに至った</u>ときは、<u>理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。</u></p> <p>(1) <u>法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</u></p> <p><u>(3) 職務上の義務に著しく違反したとき</u></p> <p><u>(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 <u>役員</u>は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p> <p><u>(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げ</u></p>	<p>理事選任機関が評議員会の場合には、以下のように規定すること。(左記2項と3項部分を統合し、4項を繰り上げて3項にする)</p> <p>2 <u>理事</u>が前項各号の<u>いずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日</u></p>

	<u>る事由に該当するに至ったとき</u>	以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
<u>(理事に欠員を生じた場合の措置)</u> <u>第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。</u> <u>2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u>	<u>(役員の補充)</u> <u>第10条</u> 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	旧9条第3項及び旧10条に関してまとめて規定 この定数には第8条第2項の補欠の理事、第23条第3項の補欠の監事は含まない。
<u>(削る)</u>	<u>(役員の報酬)</u> <u>第12条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。</u> <u>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</u>	第52条に定めがあるため
<u>第2節 理事会及び理事の職務等</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(理事会の構成)</u> <u>第13条 理事会は、全ての理事で組織する</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(理事会の権限)</u> <u>第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(理事の職務)</u> <u>第15条 理事長は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</u> <u>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</u> <u>3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</u> <u>4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</u>	<u>(理事長の職務)</u> <u>第13条</u>	第3項、第6項は代表業務執行理事を置かない場合には、規定せず、第4項、第7項は業務執行理事を置かない場合には、規定しない。 →必須の条文は1項、2項、5項 代表業務執行理事について、常務理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係に

<p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 <u>代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</u></p> <p>7 <u>業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</u></p>	<p>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p><u>(注) 理事長以外の理事にも代表権を付与する場合には、例えば「常務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表する。」など、代表権の付与について記載すること。また、理事長以外の理事への代表権の付与については、「従たる事務所の業務についてのみ代表する。」など、法人の業務の一部を代表することも可能である。</u></p>	<p>あるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。</p> <p>(例)</p> <p>3 理事(理事長を除く。)のうち○名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 常務理事をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>
<p><u>(代表権の制限)</u></p> <p>第16条 理事長 <u>〔及び代表業務執行理事〕</u> 以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	<p><u>(理事の代表権の制限)</u></p> <p>第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p><u>(注) 理事長以外の理事にも代表権を付与する場合には、例えば「理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」というような記載とすること。</u></p>	<p>代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(理事長職務の代理等)</u></p> <p>第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p>	<p>改正法では予め順位を定めることは認められず、第18条第2項の規定で理事長が欠けた場合は理事会を開いて決定することになる</p>
<p><u>(理事の報告義務)</u></p> <p>第17条 理事長 <u>〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕</u> は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない</p>
<p>第3節 <u>理事会の運営</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(招集)</u></p> <p>第18条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である</p>	<p><u>(理事会)</u></p> <p>第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p>	<p>理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。</p>

<p><u>事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</u></p> <p><u>4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。</u></p> <p><u>5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	<p><u>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</u></p> <p><u>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。</u></p> <p><u>9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u></p> <p><u>10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p><u>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</u></p> <p><u>12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</u></p>	<p>招集通知の発出期限は、一週間より短縮することも可能。</p>
<p><u>(運営)</u></p> <p><u>第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>理事長以外の理事を議長とすることも可能。</p>

<p><u>理事の互選によって定める。</u></p> <p><u>(決議)</u></p> <p><u>第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) この寄附行為の変更</u></p> <p><u>(2) 予算及び事業計画の作成又は変更</u></p> <p><u>(3) 基本財産の処分</u></p> <p><u>(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u></p> <p><u>(5) 残余財産の帰属者の決定</u></p> <p><u>(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</u></p> <p><u>(2) この法人の合併</u></p> <p><u>4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(解散事由)</p> <p>第109条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議による決定</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【国のQAから抜粋】法第41条</p> <p>Q1：理事会のオンライン開催や書面開催は可能なのか。</p> <p>A1：オンライン開催は可能ですが、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものですので、書面開催は認められません。ただし、理事会を開催した上で、一部の出席者について書面やメールによる意思表示を認めることは可能です。</p> <p>法第42条</p> <p>Q1：理事会の議長は理事長になるのか。議長に議決権はあるのか。</p> <p>A1：理事会の議長の役割は、基本的に理事長が担うこととなると考えています。議長であることによって議決権等の議決に関する権限が変わるものではなく、理事としての議決権を有することになるのみとなります。</p> <p>Q2：理事会の決議について、他の理事に委任することは可能か。その際、白紙委任も可能か。</p> <p>A2：賛否を明らかにした上で書面で議決権を行使することは可能ですが、理事はその個々人の能力等を信託して委任契約を締結する者である以上、他人に委任することはできないものと考えられます。</p> </div>	<p>「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。</p> <p>→理事長も理事としての議決権があるため、理事全員の議決権行使の結果、可否同数の場合は過半数に至らないため否決となる。</p> <p>第2項及び第3項の「3分の2」について、「3分の2」を上回る割合とすることも可能。</p> <p>第3項第3号から第7号に規定する事項を特別決議としないことも可能。</p> <p>第4項の規定により、書面で議決に加わる場合は、その理事が出席扱いとなる。</p>
<p><u>(業務の決定の委任)</u></p> <p><u>第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会にお</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>いて指名した理事に委任することができる。</u></p> <p>(議事録) <u>第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(議事録) <u>第18条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u></p>	<p>議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p>
<p><u>第5章 監事</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>第1節 選任及び解任等</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(監事の選任)</u></p> <p><u>第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p>3 <u>評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(監事の資格)</u></p> <p><u>第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(監事の任期)</u></p> <p><u>第25条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはな</p>

<p><u>とする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</u></p> <p><u>2 監事は、再任されることができる。</u></p>		<p>らないことに留意すること。</p>
<p><u>(監事の解任及び退任)</u></p> <p><u>第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</u></p> <p><u>(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき</u></p> <p><u>2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。</u></p> <p><u>3 監事は次の事由によって退任する。</u></p> <p><u>(1) 任期の満了</u></p> <p><u>(2) 辞任</u></p> <p><u>(3) 死亡</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)</u></p> <p><u>第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</u></p> <p><u>3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。</u></p> <p><u>4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。</u></p> <p><u>5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>(監事に欠員を生じた場合の措置)</u> <u>第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。</u> <u>2 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>第2節 職務等</u> <u>(監事の職務)</u> <u>第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</u> <u>(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</u> <u>(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u> <u>(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。</u> <u>(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに宮城県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。</u> <u>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。</u> <u>(削る)</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務</u></p>	<p><u>(新設)</u> <u>(監事の職務)</u> <u>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</u> <u>(1) この法人の業務を監査すること。</u> <u>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</u> <u>(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <u>(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを宮城県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u> <u>(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。</u> <u>(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>旧第1号から第3号までの規定が新第1号に統合</p> <p>新第2号の規定により、これまで決算が5月末日までだったものが6月末日までとなった。</p> <p>新第3号は旧第7号を継承したもの。</p> <p>旧第3項は、新第31号第3項に規定されたため、削除</p>

<p>2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。<u>理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</p> <p>3 <u>監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p>	
<p><u>(調査権限等)</u></p> <p>第30条 <u>監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>2 <u>監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>3 <u>監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>子法人がない場合には、第2項を規定しない。</p>
<p><u>(理事の行為の差止め)</u></p> <p>第31条 <u>監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p>第6章 評議員会及び評議員</p>	<p>第4章 評議員会及び評議員</p>	
<p>第1節 評議員の選任及び解任等</p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(例1：評議員会で評議員を選任する場合)</u></p> <p><u>(評議員の選任)</u></p>	<p><u>(評議員の選任)</u></p> <p>第23条 <u>評議員は、次の各号に掲げる者とする。</u></p>	<p>評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要</p>

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 ●名
- (2) この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者 ●名
- (3) 学識経験者の中から選任した者 ●名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、評議員の総数が●名を下回ることとなるに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(例2：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ●名
- (2) ●●学校校長（●●幼稚園長）
- (3) この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 ●名
- (4) 学識経験者の中から、第4号評議員選任委員会において選任した者 ●名

2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者、●名で構成す

(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 ○○人

(3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 ○○人

2 評議員のうちには、役員 of いずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員 of いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(注) 第1項の規定により在任する評議員の人数は、私立学校法第41条第2項の規定により理事の定数の2倍を超える必要がある。

件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられていること。

職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能（ただし、職員評議員が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。）。

評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

【国のQAから抜粋】法第61条

Q1：評議員の選任方法は寄附行為で定めればどのような方法であっても可能なのか（例えば、理事長の指名、外部団体の指名、寄付金の多い者、寄附行為において具体的に指定するなど）

A1：評議員の選任方法は各学校法人の寄附行為に委ねられるところですが、諮問機関・監視機関である評議員会の構成員としてふさわしい者を選任することができる適切な選任方法としていただく必要があると考えており、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましいと考えます。

また、理事・理事会が選任する評議員は評議員の総数の1/2を超えることはできません。

<p>る。</p> <p>5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。</p> <p>7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。</p>		
<p>(評議員の資格)</p> <p>第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(理事の資格及び構成)</p> <p>第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人 (2) 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの (3) 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 (4) この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 (5) 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの <p>2 略</p> <p>3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。</p> <p>(監事の資格)</p> <p>第46条 1 略</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 <p>(評議員の資格及び構成)</p> <p>第62条 第31条第1項各号に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。 3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該学校法人の職員 (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。） 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。 (2) 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。 (3) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。 		

<p>(<u>評議員の任期</u>) <u>第34条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</u> 2 評議員は、再任されることができる。</p>	<p>(<u>任期</u>) <u>第24条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</u> 2 評議員は、再任されることができる。</p>	
<p>(<u>評議員の解任及び退任</u>) <u>第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。</u> <u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</u> <u>(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき</u> 2 評議員は次の事由によって退任する。 (1) 任期の満了 (2) 辞任 (3) 死亡 <u>3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。</u></p>	<p>(<u>評議員の解任及び退任</u>) <u>第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。</u> <u>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</u> <u>(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</u> 2 評議員は次の事由によって退任する。 (1) 任期の満了 (2) 辞任 (3) 死亡 <u>(新設)</u></p>	
<p><u>第2節 評議員会及び評議員の職務等</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p>(<u>評議員会の構成</u>) <u>第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p>(<u>評議員会の職務等</u>) <u>第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</u> 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をする</p>	<p>(<u>諮問事項</u>) <u>第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</u> <u>(1) 予算及び事業計画</u> <u>(2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中</u></p>	

<p>ときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更</p> <p>(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p><u>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</u></p> <p>(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更</p> <p>(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(3) 合併</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(解散事由)</p> <p>第109条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議による決定</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> </div>	<p><u>の不動産及び積立金の処分</u></p> <p>(3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</p> <p>(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(5) 寄附行為の変更</p> <p>(6) 合併</p> <p>(7) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>[<input type="checkbox"/> 収益事業に関する重要事項]</p> <p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(注) 収益事業を行わない場合、[]内は不要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(寄附行為の認可)</p> <p>第23条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）</p> <p>(4) 事務所の所在地</p> <p>(5) 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項</p> <p>(6) 理事会の招集その他理事会に関する事項</p> <p>(7) 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項</p> <p>(8) 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項</p> <p>(9) 評議員会の招集その他評議員会に関する事項</p> <p>(10) 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項</p> <p>(11) 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項</p> <p>(12) 資産及び会計に関する事項</p> <p>(13) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項</p> <p>(14) 解散に関する事項</p> <p>(15) 寄附行為の変更に関する事項</p> <p>(16) 公告の方法</p> </div>	<p>第5項の収益事業については、将来的に法人が行う可能性もあるため、除外しない</p> <p>第3項について、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること（ただし、決議事項としない場合は、第二項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要であること）。</p>
<p><u>(理事の行為の差止めの求め)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p>		
<p><u>(責任追及の訴えの求め)</u></p> <p><u>第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったこと</u> <u>によってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁</u> <u>的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監</u> <u>事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起</u> <u>を求めることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>第3節 評議員会の運営</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(開催)</u></p> <p><u>第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1</u> <u>回開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>定時評議員会は、4月から6月までの一定の時期に開催すること。</p> <p>定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後3月以内」と規定することも可能。</p>
<p><u>(招集)</u></p> <p><u>第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、</u> <u>理事会の決議に基づき理事長が招集する。</u></p> <p><u>2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理</u> <u>事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を</u> <u>示して、評議員会の招集を請求することができる。</u></p> <p><u>3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理</u></p>	<p><u>(評議員会)</u></p> <p><u>第19条 この法人に、評議員会を置く。</u></p> <p><u>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。</u></p> <p><u>3 評議員会は、理事長が招集する。</u></p> <p><u>4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議</u> <u>に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場</u> <u>合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招</u></p>	<p>第2項及び第3項について、3分の1を下回る割合とすることも可能。</p>

<p><u>事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。</u></p> <p><u>4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 会議の日時及び場所</u></p> <p><u>(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項</u></p> <p><u>(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨</u></p> <p><u>(4) 私立学校法施行規則で定める事項</u></p> <p><u>5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</u></p>	<p><u>集しなければならない。</u></p> <p><u>5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。</u></p> <p><u>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p><u>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</u></p> <p><u>10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>11 議長は、評議員として議決に加わることができない。</u></p> <p><u>12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p>	<p>第3項について、20日を下回る期間とすることも可能。</p>
<p><u>(評議員による招集)</u></p> <p><u>第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、宮城県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。</u></p> <p><u>2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(監事による招集)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

<p><u>第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</u></p>		
<p><u>(招集手続の省略)</u></p> <p><u>第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(運営)</u></p> <p><u>第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(決議)</u></p> <p><u>第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 監事の解任</u></p> <p><u>(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</u></p> <p><u>4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(責任の一部免除) 第92条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第九十四条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。</p> <p>一 賠償の責任を負う額 二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 六 ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四 (1) 代表業務執行理事及び業務執行理事 (2) 当該学校法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。） (3) 当該学校法人の職員である理事 ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二 2～4 略。</p>	<p>評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できないこと。</p>
<p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて</u></p>	<p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第20条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。</u></p> <p><u>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互</u></p>	<p>議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。</p> <p>2 議事録には、議長並びに</p>

置かなければならない。	<u>選された評議員 2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u>	出席した評議員のうちから互選された評議員 2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
<u>(役員の出席等)</u> <u>第 48 条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。</u> <u>2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。</u>	<u>(新設)</u>	代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。
<u>(削る)</u>	<u>(評議員会の意見具申等)</u> <u>第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</u>	第 37 条第 1 項に規定
<u>(削る)</u>	<u>第 26 条 第 12 条の規定は、評議員について準用する。</u>	第 52 条に規定
第 7 章 理事会と評議員会の協議	<u>(新設)</u>	
<u>(例 1：理事・評議員協議会を設置する場合)</u> <u>(理事会及び評議員会の協議)</u> <u>第 49 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から 20 日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。</u> <u>2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。</u> <u>3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。</u>	<u>(新設)</u>	理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられること。 ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。

<p>4 <u>理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>5 <u>理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。</u></p> <p>(例2：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)</p> <p>(理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第49条 <u>法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。</u></p> <p>2 <u>全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</u></p>		<p>理事・評議員協議会の決議要件は、過半数より加重することも可能。</p>
<p>第8章 <u>予算及び事業計画等</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(会計年度)</p> <p>第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。</p>	
<p>(予算及び事業計画)</p> <p>第51条 この法人の予算及び事業計画は、<u>毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。</u>これに変更を加えようとするときも、<u>同様とする。</u></p>	<p>(予算及び事業計画)</p> <p>第33条 この法人の予算及び事業計画は、<u>毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得なければならない。</u>これに<u>重要な変更</u>を加えようとするときも、<u>同様とする。</u></p>	
<p>(役員及び評議員の報酬)</p> <p>第52条 <u>役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>【国のQAから抜粋】法第100条 Q1：評議員が無報酬である場合にも、報酬等の支給基準を定めなければならないのか。 A1：評議員が無報酬である場合にも、その旨を報酬等の支給基準に記載しておく必要があります。 第107条 Q1：報酬等の支給の基準について、内容に変更が無い場合であっても、毎会計年度毎に作成しなければならないのか。 A1：内容に変更が無い場合にも、必要な手続きを踏んでいた</p>	

<p><u>(責任の免除)</u></p> <p><u>第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には●月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。</u></p> <p><u>5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</u></p>	<p><u>(責任の一部免除)</u></p> <p>第92条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第88条第1項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第94条第1項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。</p> <p>(1) 賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 6</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4</p> <p>(イ) 代表業務執行理事及び業務執行理事</p> <p>(ロ) 当該学校法人の業務を執行した理事（(イ)に掲げる理事を除く。）</p> <p>(ハ) 当該学校法人の職員である理事</p> <p>ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2</p> <p>2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>3 理事は、第88条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>4 第一項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</p>	<p>役員の一部免除を行わない場合には、規定しない。</p> <p>本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。</p> <p>異議申述期間は、1か月以上の期間としなければならない。</p> <p>10分の1を下回る割合とすることも可能。</p>
<p><u>(責任限定契約)</u></p> <p><u>第54条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったこ</u></p>		<p>役員と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。</p>

<p>とによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金●●万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。</p>		
<p>第9章 資産及び会計</p>	<p>第5章 資産及び会計</p>	
<p>(資産) 第55条 この法人の資産は、<u> </u>財産目録記載のとおりとする。</p>	<p>(資産) 第27条 この法人の資産は、<u> </u>財産目録記載のとおりとする。</p>	
<p>(資産の区分) 第56条 この法人の資産は、<u> </u>これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。 2 基本財産は、<u> </u>この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、<u> </u>財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。 3 運用財産は、<u> </u>この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、<u> </u>財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。 <u>4</u> 収益事業用財産は、<u> </u>この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、<u> </u>財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。 <u>5</u> 寄附金品については、<u> </u>寄附者の指定がある場合には、<u> </u>その指定に従って基本財産、<u> </u>運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。</p>	<p>(資産の区分) 第28条 この法人の資産は、<u> </u>これを分けて基本財産、<u> </u>運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。 2 基本財産は、<u> </u>この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、<u> </u>財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。 3 運用財産は、<u> </u>この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、<u> </u>財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。 〔<input type="checkbox"/> 収益事業用財産は、<u> </u>この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、<u> </u>財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕 <u>4</u> 寄附金品については、<u> </u>寄附者の指定がある場合には、<u> </u>その指定に従って基本財産、<u> </u>運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。 (注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</p>	<p>収益事業を行わない場合には、〔 〕内及び第4項は規定しない。</p>
<p>(基本財産の処分の制限) 第57条 基本財産は、<u> </u>これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、<u> </u>理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。</p>	<p>(基本財産の処分の制限) 第29条 基本財産は、<u> </u>これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、<u> </u>理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p>	
<p>(積立金の保管) 第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、<u> </u>確実な有価</p>	<p>(積立金の保管) 第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、<u> </u>確実な有価</p>	

<p>証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</p>	<p>証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</p>	
<p>(経費の支弁) 第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</p>	<p>(経費の支弁) 第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</p>	
<p>(会計) 第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</p>	<p>(会計) 第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。〕 (注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</p>	<p>収益事業を行わない場合には、第2項を規定しない。</p>
<p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) 第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) 第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p>	
<p>(事業報告及び決算) 第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 計算書類 (4) 計算書類の附属明細書 (5) 財産目録 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>(決算及び実績の報告) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕</p>	<p>収益事業を行わない場合には、第3項を規定しない。</p>

<p>(財産目録等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第63条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第69条第2号において同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。</p>	<p>(注) 収益事業を行わない場合、〔 〕内は不要</p> <p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p>第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</p>	
<p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第64条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p>	<p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p>	
<p>第10章 寄附行為の変更</p>	<p>第7章 寄附行為の変更</p>	
<p>(寄附行為の変更)</p> <p>第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、宮城県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(寄附行為の変更)</p> <p>第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、宮城県知事に届け出なければ</p>	

	ばならない。	
第11章 解散及び合併	第6章 解散及び合併	
<p>(解散)</p> <p>第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 宮城県知事の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、宮城県知事の認可を受けなければならない。</p>	<p>(解散)</p> <p>第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) 宮城県知事の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては宮城県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては宮城県知事の認定を受けなければならない。</p>	<p>解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定する。</p> <p>(解散)</p> <p>第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会の決議による決定</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 宮城県知事の解散命令</p> <p>2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、宮城県知事の認可を受けなければならない。</p>
<p>(残余財産の帰属者)</p> <p>第67条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。</p>	<p>(残余財産の帰属者)</p> <p>第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。</p>	
<p>(合併)</p> <p>第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決</p>	<p>(合併)</p> <p>第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会にお</p>	<p>合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合</p>

<p><u>議及び評議員会の決議</u>を得て、<u>宮城県知事の認可</u>を受けなければならない。</p>	<p><u>いて理事総数（現在数）の3分の2以上の議決</u>を得て、<u>宮城県知事の認可</u>を受けなければならない。</p>	<p>には、以下のように規定する。 (合併) 第68条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。</p>
<p>第12章 補則</p>	<p>第8章 補則</p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(書類及び帳簿の備付)</u> 第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。 <u>(1) 役員及び評議員の履歴書</u> <u>(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類</u> <u>(3) その他必要な書類及び帳簿</u></p>	<p>第63条に規定</p>
<p><u>(情報の公表)</u> 第69条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表するよう努めるものとする。</u> <u>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</u> <u>(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>本条に規定する情報の公表については努力義務である。</p>
<p><u>(公告の方法)</u> 第70条 この法人の公告は、<u>この法人のホームページに掲載する方法により</u>行う。</p>	<p><u>(公告の方法)</u> 第44条 この法人の公告は、<u>学校法人〇〇学園の掲示場に掲示して</u>行う。</p>	<p>設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。</p>
<p><u>(施行細則)</u> 第71条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>理事会</u>が定める。</p>	<p><u>(施行細則)</u> 第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>理事会</u>が定める。</p>	

<p>附 則</p> <p>1 この寄附行為は、宮城県知事の認可の日（令和●年●月●日）から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>理事（理事長） ●●●●●</p> <p>理事 ●●●●●</p> <p>理事 ●●●●●</p> <p>理事 ●●●●●</p> <p>理事 ●●●●●</p> <p>監事 ●●●●●</p> <p>監事 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>評議員 ●●●●●</p> <p>令和5年私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に際しては、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。</p> <p>1 令和●年●月●日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が</p>	<p>【一部改正を行う場合の附則】</p> <p>〔施行日前の改正〕</p> <p>附 則</p> <p>この寄附行為は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>〔施行日以後の改正〕 ※いわゆる遡及適用</p> <p>附 則</p> <p>令和□□年□月□日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和〇〇年〇月〇日から適用する。</p> <p>※この他、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。</p> <p>（責任の免除）</p> <p>第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</p> <p>（責任限定契約）</p> <p>第〇条 理事（理事長，常務理事，業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</p>	<p>この附則は、新たに設立される学校法人が規定するものであり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員を追記する必要はない。</p> <p>理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例。</p> <p>令和7年4月1日以降令和7年度の定時評議員会の終</p>
---	--	---

<p>満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。</p>		<p>結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例。</p>
	<p>役員及び評議員の任期を伸長、短縮する場合、下記の規定を置くことで整理することが可能。各法人の現在の任期を法改正後にどのようにするか検討いただき、設定願います。</p> <p>① 令和7年度の定時評議員会後まで縮める場合 「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時までとする。」</p> <p>② 令和8年度の定時評議員会まで縮める場合は 「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和8年度の定時評議員会の終結の時までとする。」で</p> <p>③ 令和9年の定時評議員会まで伸長する場合は 「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期について、その終期を令和9年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。」</p>	
<p>4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。</p> <p>5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。</p> <p>6 第32条第1項第2号〔第3号〕中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。</p>		<p>・令和7年4月1日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和7年4月1日よりも前にまず一部の附則を施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。 令和●年●月●日に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

		<ul style="list-style-type: none">・改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和九年の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例。・前項の役員又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例。・私立学校法第六十二条第三項第二号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。
--	--	--